

# 3章

## 組織・仕事・試験オールガイド

ここでは「見複雑に見える公務員の様々な仕組みについて、できるだけわかりやすく、コンパクトに説明していきたい。前半は「組織」と「仕事」について、内閣や千葉県庁を例に解説をする。

後半は「採用試験」について、国家公務員と地方公務員に分け、種類や受験資格、採用の流れなどを解説する。

取材文／平井美里

### I 公務員の組織・仕事

#### 種類と数

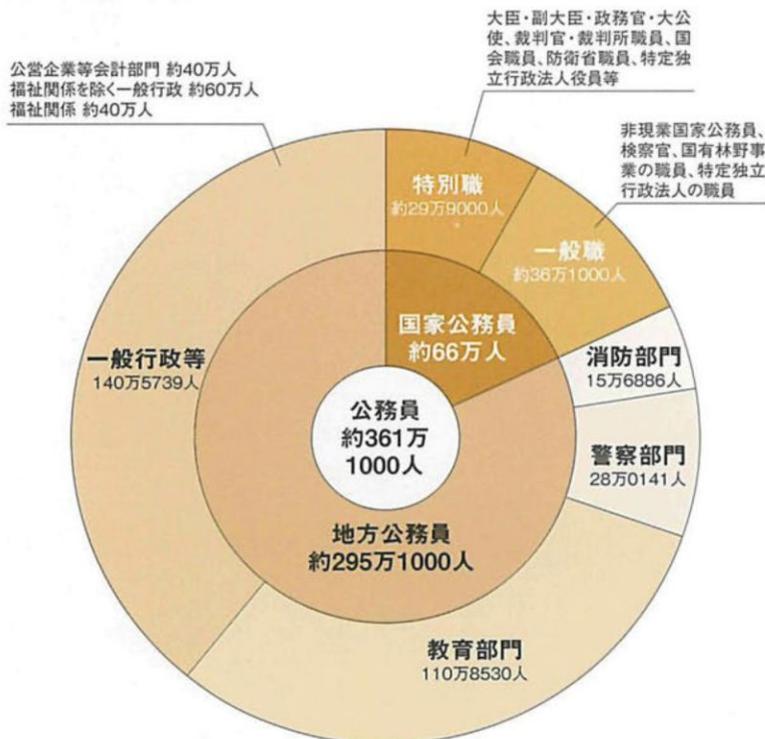
何となく「地味でおかタイ仕事」という

つのイメージで認識されがちな公務員。しかし実際は、総理大臣も公立学校の先生も公営バスの運転手も公務員であるように、様々な職種が含まれている。その総数は約361万人。郵政民営化や国立大学法人化などで減少したものの、今も日本で働く人の20人に1人は公務員である。公務員は、国の機関に勤める国家公務員と、地方自治体で働く地方公務員に分けられる。

ありとあらゆる仕事がある  
そろうた公務員の世界

国家公務員と地方公務員には、それぞれに特別職と一般職がある。国家公務員の特別職とは、大臣や裁判官、国会職員、自衛官などで、地方公務員の特別職は、知事や副知事、市町村長、議員など。特別職以外の公務員は一般職と呼ばれる。一般職には、事務職、技術職、専門職に加え、公安職や、医師免許など資格が必要な職種、清掃作業員や守衛など技能系・現業系の職種もある。

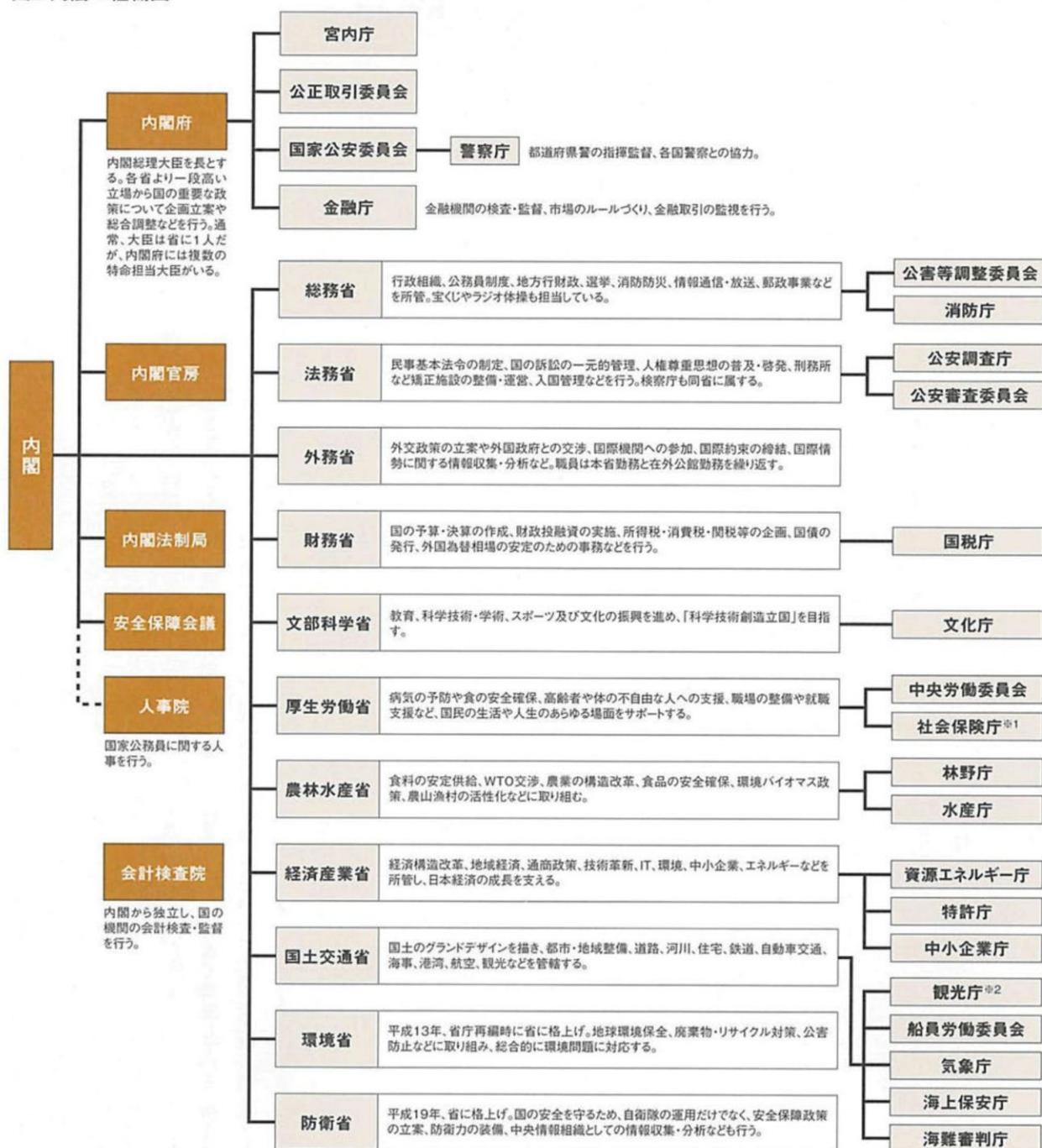
図1 公務員の種類と数



※1 国家公務員の数は、以下を除き、平成20年度末予算定員。  
 ※2 特定独立行政法人役員の数は、平成19年10月1日現在の常勤役員数。  
 ※3 特定独立行政法人の職員数は、平成19年1月1日現在の常勤職員数の合計。  
 ※4 地方公務員の数は「平成19年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である(総務省資料)。  
 ※5 数値は端数処理の関係で合致しない場合がある。

「公務員白書 平成20年版」より

図2 内閣の組織図



※1 組織改革が進行中。平成22年1月に廃止される予定。 ※2 2008年10月より

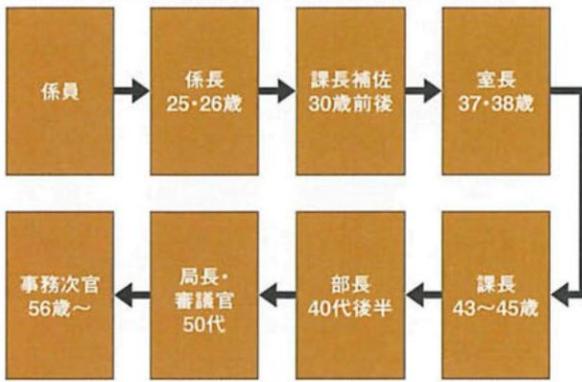
### 国家公務員

国の組織は、司法、立法、行政の3つに分かれている。司法を行う組織は、最高裁判所を筆頭に、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で構成され、司法試験に合格した人が裁判官として、公務員試験に合格した人が書記官や事務官、調査官として働いている。また、立法を司る国会は、衆議院と参議院に分かれ、それぞれに事務局と法制局が設置されている。

行政の場である内閣には1府11省が置かれ、それぞれが特定の分野を担っている(図2参照)。各省には総理大臣が任命する大臣がいて、その下に副大臣と政務官がいる。また、事務方のトップとして事務次官、その次に審議官がいる。省の仕事はいくつかの局に分かれ、それが課または室に分かれ、さらに班・係と分かれてピラミッドを形成している。また、局と同等の組織で各省の総務的な業務を行う大臣官房、総務省における消防庁や公害等調整委員会のように、独立性を持つて設置される外局がある。

国家公務員の職場は、東京・霞が関にある本府・本省に限らない。主要都市には地方支分部局という出先機関があり、その下に都道府県や地域単位の事務所がある。地方

図3 国家公務員I種試験・採用職員の昇進パターン



※課長以上は昇任が速い人の例。指定職に昇任せずに退職する人もかなりいる。

●用語解説

キャリア	各種I種試験で採用された職員のこと。「官僚」とも。そのほかの職員は「ノンキャリア」と呼ばれる。
府・省	内閣の中で、総理大臣を長とする内閣府は、他省より一段高い立場にあるので「府」がつく。府と近い組織構造を持つのが「省」で、長は國務大臣。
庁・委員会	府省に属する組織。府省の業務において専門性が高いものを府省から分離し、庁または委員会として独立性を持って遂行する。より独立性が強いのが委員会で、長は「委員長」。庁の長は「庁長」。
大臣官房	各中央省庁で総務的な仕事を担当する部署。これに対して、官庁固有の仕事をしている部署を「原局」「原課」という。
在外公館	大使館、総領事館、政府代表部の総務。
政治任用職	政治家が任免する職種。内閣官房長官や内閣府特命担当大臣、各省の大臣・副大臣・大臣政務官などがこれにあたる。

自治体や他府省との人事交流もあるし、日本を出て在外公館に勤める道もある。

キャリア官僚の出世に  
制度改革の風

府や省は、行政の中核機関として、政策の企画・立案や関係法令の立案を中心に、予算編成事務、国会対応、他府省や関連業界との調整などを行っている。そのなかで、各部署の中心的な役割を果たすが「キャリア」「官僚」と呼ばれる職員だ。

国家公務員になるための代表的な試験

である国家公務員採用試験Ⅰ～Ⅲ種のうち、Ⅰ種に合格して採用された職員をキャリアと呼ぶ。幹部候補として入省し、1～3年の短いサイクルで本府省や地方機関、他府省、地方自治体、在外公館などを転々としながら広く経験を積む。海外留学の機会が与えられる府省も多い。昇任のスピードが速く、一番出世する人は事務次官となる。

Ⅱ種の職員は特定分野を中心に働くことが多い。本府省採用と地方採用があり、地方採用の場合、採用された地域内での異動が中心となるが、本人の希望だけで本府省への異動や海外勤務の可能性もある。Ⅲ種の職員は庶務的な業務でⅠ・Ⅱ種の職員を

支えたり、窓口業務を担当したりする。

以上がⅠ種職員とⅡ・Ⅲ種職員の概要だが、実は両者の違いは初任給の格付けだけで、昇任のスピードがはっきり決められているわけではない。しかし慣例としてⅠ種職員はⅡ種職員より速く昇進している。例えば、Ⅰ種の職員は8年程度で課長補佐になるが、Ⅱ種の場合、課長補佐になるまで20年以上かかるうえ、到達しない人も多い。ただし、こうした慣例は見直されようとしているので、今後は変わっていくだろう。

国家Ⅰ・Ⅱ種試験からの採用者の多くは、事務や技術の仕事をする行政職に就くが、ほかにも国家公務員には、専門行政職、税務職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、福祉職など様々な職種がある。

地方公務員

地方自治体も、政策立案、税務、社会保障、産業振興など、中央省庁と同じように様々な領域を扱っているが、そのなかで地域の実情に合わせて働くのが地方公務員である。より住民に近い公的サービスを提供できる点にやりがいがあるようだ。

都道府県の仕事は、総合開発計画の策定、治山治水事業、基幹道路・河川その他公共施設の建設と管理、産業振興、各種試

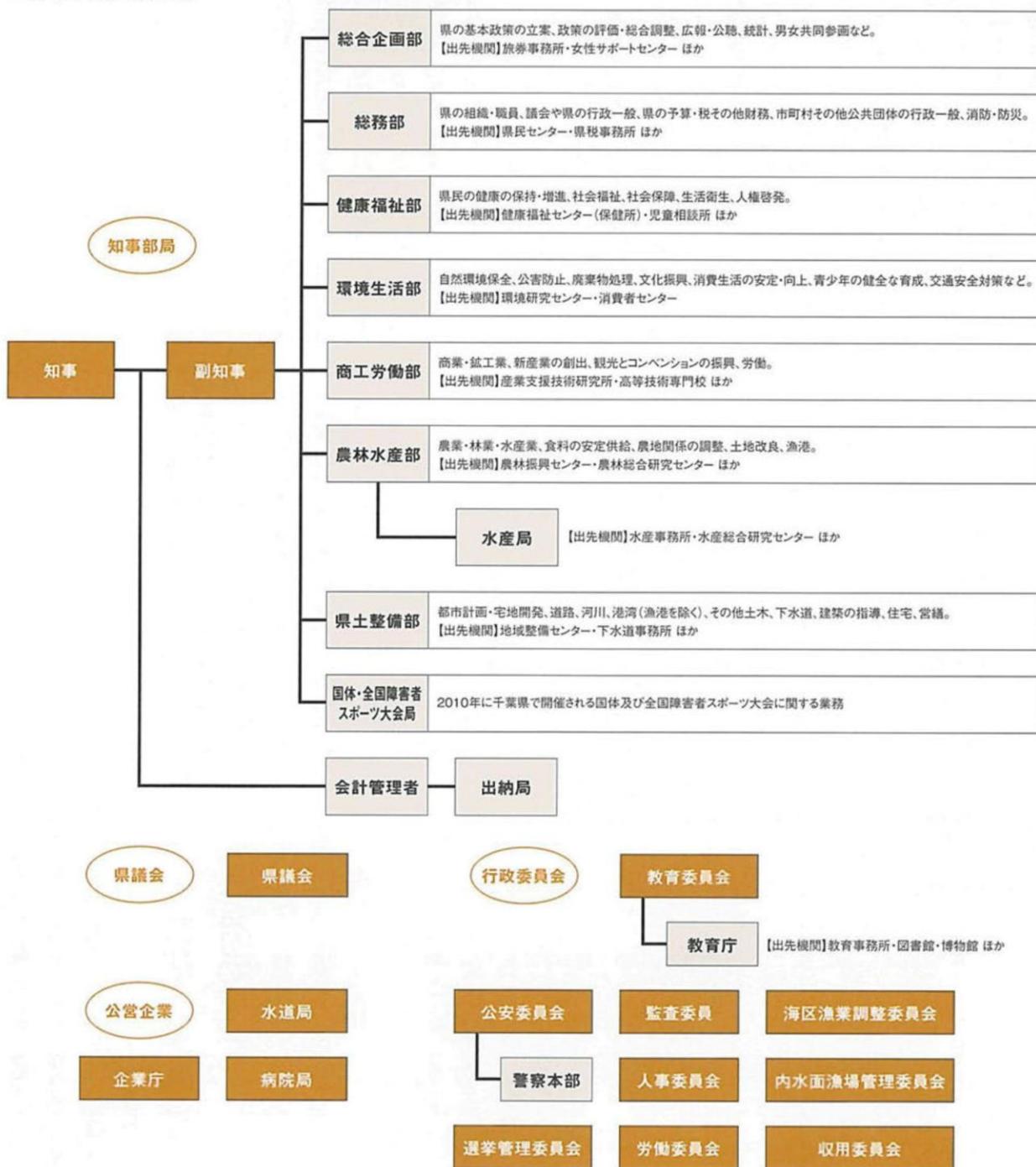
験・免許・検査など。一方、市町村の仕事は、戸籍や住民票の発行、ごみ処理、上下水道や公園の整備、まちづくり、公民館・保育所・小中学校・図書館の設置と管理などで、より住民の生活に近い部分を扱う。警察本部は都道府県に、消防局は市町村に設置されている（東京都を除く）。

都道府県の組織は、知事部局、議会、行政委員会（教育委員会、人事委員会、公安委員会など）、公営企業（水道事業、病院事業、交通事業など）といった組織で構成される。図4は千葉県の例だが、ほかの都道府県もこれに近い。ただし、国体・全国障害者スポーツ大会局は、平成22年度開催に向け千葉県に設置されている部門である。

地方自治体の行政職は  
分野を限定せずに活躍

国家公務員は省庁ごとに採用されていくが、地方自治体はそうに分かれていないので、様々な職場で働ける。例えば、環境生活部で環境学習の推進に携わった後、博物館に向かい、次は総合企画部で県の政策を立案するといった具合である。基本的には3～5年のサイクルで本庁と出先機関の様々な部署をめぐる。そのうち得意分野

図4 都道府県の組織(千葉県例)



●用語解説

地方公共団体 地方自治体	地方公共団体は法律用語で、地方自治体は通称だが、意味は同じ。都道府県や市町村などのこと。
政令指定都市	人口50万人以上の市。全国に17市ある。「行政区」が置かれ、都道府県から福祉、保健衛生、都市計画などの権限を委譲される。
中核市	人口30万人以上で、政令で指定された市。全国に39市ある。
特例市	人口20万人以上で、政令で指定された市。全国に43市ある。
道州制	複数の都道府県を統合して広域の道と州をつくり、現在の都道府県より大きな権限を持たせる制度。現在、議論が進んでいる。
条例	国の法令の範囲内で、地方自治体が自主的に制定できる法律。地域色を濃く反映したユニークなものもある。
副市町村長	市町村長の補佐にあたる。平成19年4月の改正地方自治法施行で同等の「助役」が廃され、副市町村長が新設された。ちなみにこのとき、都道府県の出納長、市町村の収入役も廃された。

が定まり、それを中心に働くようになることも多い。勤務時間や仕事内容は、部署や時期によって大きく異なる。

市町村の組織は、全体的に規模が小さいものの、都道府県と同じような構造になっている。警察はなく、消防、清掃、市営交通などの部門がある。市町村は、より一層地域に密着した仕事を行っている。

自治体における昇任は、年功序列の要素が強く、課長や部長に到達するまでに時間がかかる。ただ、中央省庁に比べて組織が小規模なこともあり、年齢やポジションに関係なくアイデアや意見が聞き入れられ、仕事も任せられるという声も聞かれる。

## II 採用試験の種類と内容

### 国家公務員

公務員になるためには、まず試験を受け

なければならぬ。人事院が行っている国家公務員採用試験は、ここ数年受験者数が大きく減っているが、それでも平成20年度の試験は約11万人の申込みがあった。試験は職種や採用機関に応じて複数あり(図5参照)、一般的なのは、中央官庁や出先機関の事務職・技術職に就くための国家I～III種である。特に国家I種は最難関で、1年以上をかけて勉強しないと合格は難しい。ちなみに、I・II種は大卒程度、III種は高卒程度とされているが、難易度の目安に過ぎず、実際の学歴は問われない。

国家I～III種試験で注意したいのは、試験合格イコール採用ではない点である。面接を含む2次試験に合格しても「採用候補者名簿」に名前が記載されるだけで「内定」ではない。試験後、受験者は「官庁訪問」として志望官庁を回り、面接を繰り返す。そしてこれがなかなかの難関なのだ。平成18年度国家I種採用候補者名簿に記

図5 国家公務員採用試験の種類

試験名	受験資格	試験の特徴・仕事内容
国家I種	21歳以上33歳未満	公務員試験の最難関。中央省庁の幹部候補として政策の企画立案に携わる。
国家II種	21歳以上29歳未満	中央省庁の中堅幹部候補、地方機関の幹部候補としてスペシャリスト的に働く。
国税専門官	21歳以上29歳未満	国税庁本庁や地方国税局、税務署で、国税調査官、国税徴収官、国税査察官として働く。定年退職後、税理士の資格を得られる。
労働基準監督官	21歳以上29歳未満	厚生労働省本省や全国の労働局、労働基準監督署に勤務し、企業や工場の労働環境を監督する。
法務教官	21歳以上29歳未満	少年院や少年鑑別所に勤務し、非行を犯した少年の矯正教育や社会復帰のための指導を行う。試験はA(男性)とB(女性)の区分がある。
航空管制官	21歳以上29歳未満	国土交通省の職員。空港で、航空機の操縦士に飛行経路や高度、速度などを指示する。試験では英語が課される。身体要件あり。
外務省専門職員	20歳以上29歳未満	外務省本省と在外公館を交互に勤務。通訳や日本文化の広報活動、在留邦人や旅行者の保護などを行う。
裁判所事務官I・II種	21歳以上30歳未満	各裁判所に勤務。一定期間在職すると試験を受け裁判所書記官になる道もある。
家庭裁判所調査官補I種	21歳以上30歳未満	試験はI種のみ。社会学、心理学、教育学などの専門知識を活用して、家庭内の紛争や非行の原因を調べる。
防衛省職員I・II種	I種は21歳以上33歳未満、II種は21歳以上29歳未満	防衛省の各機関で事務職や技術職に従事する。I種事務系職員は国家I種合格者からの採用となる。
衆議院事務局I・II種 参議院事務局I・II種	21歳以上27歳未満	衆・参の事務局で会議の運営、調査業務、総務的な業務に従事する。
国立国会図書館I・II種	21歳以上29歳未満	国立国会図書館の司書業務や調査業務、一般事務などを行う。
国家III種	17歳以上21歳未満	国の機関で主に庶務的な業務や窓口業務を行う。
裁判所事務官III種	17歳以上21歳未満	裁判所で一般事務や窓口業務を行う。
防衛省職員III種	17歳以上21歳未満	防衛省の各機関で事務職や技術職に従事する。
衆議院事務局III種 参議院事務局III種	17歳以上21歳未満	衆・参の事務局で会議の運営、調査業務、総務的な業務に従事する。
国立国会図書館III種	17歳以上23歳未満。 技術職は17歳以上27歳未満	国立国会図書館の司書業務や調査業務、一般事務などを行う。
刑務官	17歳以上29歳未満	法務省職員。刑務所、少年刑務所、拘留所に勤務。試験はA(男性)とB(女性)の区分がある。

※年齢は、試験の行われる年の4月1日時点の数字を基準とする。飛び級をしている場合は上記の限りでない。

載された人は1592人いたが、採用に至ったのは37%の590人だった。公務員を目指す人は、筆記試験対策はもちろん、面接についてもしっかり準備しておきたい。

国税専門官、労働基準監督官、裁判所事

公務員試験は基本的に受験料が無料で、

5年間でいう改革の方向性を示したもの

務官などは、専門的な知識・技術が必要な仕事だが、試験の時点で特別な知識は必要なく、採用後の研修で身につけるとい

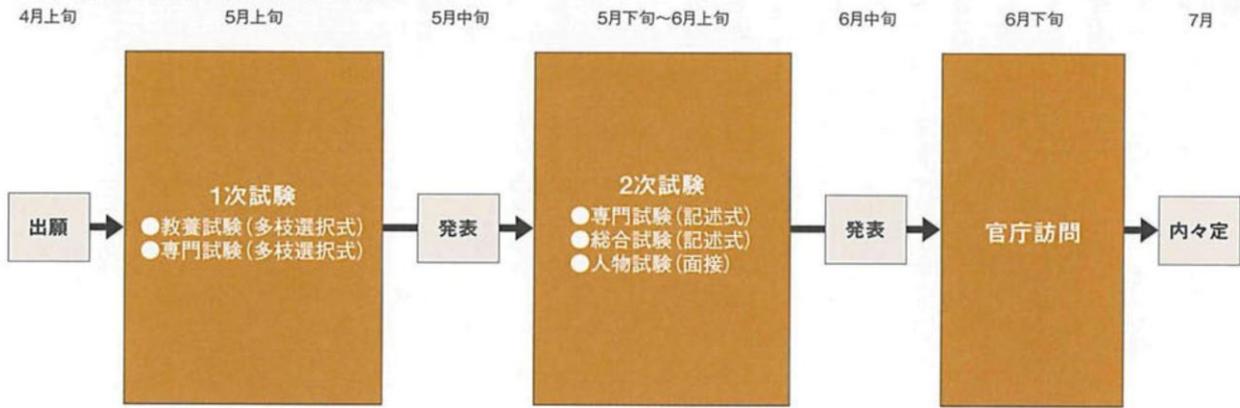
### 30代向け試験の新設や試験区分の変更も

受験資格も年齢くらいしかない開かれた試験である。しかも、最近では多様な人材を確保するため、年齢制限を緩和する流れにある。平成18年度から経験者採用システムが、平成19年度から30代を対象とした「再チャレンジ試験」がスタートしている。

さらに平成20年6月には「国家公務員制

度改革基本法」が可決された。これは今後

図6 国家公務員I種の採用までの流れ



都道府県と政令指定都市、特別区(東京23区)の採用試験は、それぞれの人事委員会が行っている。基本的には上級・中級・初級という3つの区分があり、毎年試験が実施される。ただ、国家公務員ほど試験区分が働き方に影響しない場合も多いようだ。例えば千葉県庁の初級と上級の違いは、受験時の年齢要件と出題される問題の程度だけである。ちなみに受験者の出身地も合否に影響しない。つまり在住する都道府県以外の都道府県庁を受験しても不利にはならない。受験の動機をきちんと説明できれば大丈夫だ。

市町村の採用は、毎年行われるとは限ら

### 地方公務員

で、国家I～III種試験についてはその区分を廃止し「総合職」「一般職」「専門職」の試験を新設することが明記された。その詳細はこれから決められる。

なお、図5に掲載した以外にも、高卒程度の「衆議院衛視」「参議院衛視」「入国警備官」「皇宮護衛官」といった保安職がある。また、高校卒業後に入学し、給与をもらいながら専門知識・技術を学ぶ航空保安大学校、海上保安学校・海上保安大学校、気象大学校などにも入学のための試験がある。

図7 地方公務員採用試験の目安

#### ●都道府県・政令指定都市・特別区

試験区分	受験資格	試験の特徴・仕事内容
大卒程度 地方上級	21歳以上 33歳未満	主な区分は、一般行政、心理、農業、林業、水産、畜産、土木、建築、化学、電気、機械など。獣医師や薬剤師など資格免許系の区分もある。
短大・高専卒程度 地方中級	19歳以上 24歳未満	主な区分は、一般行政、学校事務、警察事務など。保育士や司書、栄養士など資格免許系の区分もある。
高卒程度 地方初級	17歳以上 21歳未満	大卒以上の学歴だと受験できないようにしている場合もある。主に一般事務や窓口業務などに携わる。

#### ●市町村

試験名	受験資格	試験の特徴・仕事内容
市町村職員	年齢のみ。学歴や住所で制限される場合も。	募集職種は、一般事務と土木・建築などの一部の技術職に限る場合が多い。上級・初級の区分がある場合と、1つの区分しかない場合がある。

#### ●公安職

試験名	受験資格	試験の特徴・仕事内容
警察官	年齢と身体要件	試験は、大卒程度のAと高卒程度のBなどの区分がある。筆記試験のほか、適性検査や身体検査、体力検査がある。
消防官(消防士、消防吏員など)	年齢と身体要件	試験は、大卒程度と高卒程度に分けられることもある。筆記試験のほか、適性検査や身体検査、体力検査がある。

※受験資格は地方自治体によって異なるが、平均的なものを掲載。受験の際には、各自治体に詳細を確認してください。

ない。詳細は自治体によって大きく異なり、住んでいる場所が問われることもある。

最近では自治体の採用も人物重視の傾向が強いので面接対策も必須。国・都道府県・市町村の仕事の違い、受験する自治体の特徴などを、セミナーやパンフレット、サイトなどで確認しておきたい。「セミナーの参加

### インターシッパや説明会が情報収集に有効

者からは「現場を体験することで目標が明確になった」といった感想もあるようです」(千葉県総務部総務課)。

警察官や消防官を目指す場合は、警察官なら都道府県、消防官なら消防局・消防本部などが行う採用試験を受ける。詳細は実施団体によって異なるが、総じて競争率は高い。筆記試験と面接に加えて身体検査や体力測定もある。身体基準も実施団体によるが、おおむね男性は身長160センチ体重47キログラム以上、女性は身長155センチ体重45キログラム以上程度である。